

広島県告示第八百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、昭和五十三年広島県告示第九百九十八号、昭和六十三年広島県告示第九百九十二号、平成十年広島県告示第九百九十六号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 更新する鳥獣保護区

冠山鳥獣保護区、柏島鳥獣保護区、土師鳥獣保護区、美土里中学校林日野城山鳥獣保護区、三育学院学校林深見鳥獣保護区、岩子島鳥獣保護区、松永湾鳥獣保護区、後山鳥獣保護区、大坊鳥獣保護区、八国見山鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 冠山鳥獣保護区

廿日市市吉和地内の一般国道四八八号線と広島県と島根県の県境との交点を起点として、同所から同一一般国道を南東方に進み林道小川線との交点に至り、同所から同林道を南西方に進み林道の終点に至り、同所から冠山の頂上へ直線で結び、頂上から冠山登山道を南西方に進み、広島県と山口県の県境との交点に至り、同所から同県境を北方に進み広島県・山口県及び島根県の県境の交点に至り、同所から広島県と島根県の県境を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域

2 柏島鳥獣保護区

呉市川尻町柏島全域

3 土師鳥獣保護区

安芸高田市八千代町地内の主要地方道浜田八重可部線と市道上土師線との交点を起点として、同所から同市道を南方に進み市道大徳寺線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み一般県道勝田吉田線との交点に至り、同所から同一一般県道を南方に進み国土交通省土師ダム管理事務所用道路との交点に至り、同所から同道路を南西方に進み主要地方道浜田八重可部線との交点に至り、同所から同主要地方道を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域

4 美土里中学校林日野城山鳥獣保護区

安芸高田市美土里町本郷字日野城一六八、一二〇〇、一二〇二から一二〇五まで、一二一六、一二一七、一二二二、一二二四、一二二五、一二六一の一、一二六一の二、一八三三の二、一八三四及び字友兼七四一の各地番の区域

5 三育学院学校林深見鳥獣保護区

三原市大和町下徳良字野田平二九四の一、二九四の四五、二九四の五六、二九四の一七、二九四の一二二、二九四の一二九から二九四の一三二まで、二九四の一四四、二九四の一四八、二九四の一五二、二九四の一五四、二九四の一五六、二九四の一五七、

二九四の一五九、二九四の一六〇、二九四の一六二から二九四の一六四まで、二九四の一六六、二九四の一七六、二九四の一七九、二九四の一八八から二九四の一九一まで、字深見二九六の二から二九六の五まで、三〇二の三、三〇二の二〇、三〇二の三五、字安田五七三の六七、五七三の七三、五七三の一〇四、五七三の一二〇、五七三の一二六、五七三の一三二、五七三の一三四、五七三の一四〇から五七三の一四三まで、五七三の一四七から五七三の一四九まで、五七三の一五二から五七三の一五四まで、五七三の一五七、五七三の一七三から五七三の一七九まで、五七三の二〇五の各地番の区域

6 岩子島鳥獣保護区

尾道市向島町岩子島全域

7 松永湾鳥獣保護区

福山市今津町地内の一般国道二号線と市道剣脇新涯機織線との交点を起点として、同所から同市道を南東方に進み市道稻荷島線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み主要地方道鞆松永線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東方に進み一般県道草深古市松永線との交点に至り、同所から同一般県道を南方に進み、市道通畑折迫線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み市道藤江一二号線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、最大満潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西方に進み尾道市浦崎町地内の西端崎に至り、同所から尾道市向東町地内の歌棧橋北端を直線で結ぶ線を南西方に進み歌棧橋北端に至り、同所から最大満潮時の海岸線を北西方に進み尾道大橋との交点に至り、同所から同橋を北東方に進み最大満潮時の海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を北東方に進み福山市と尾道市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み一般国道二号線との交点に至り、同所から同一般国道を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域一円

8 後山鳥獣保護区

福山市鞆町地内の市道中島平線と主要地方道福山鞆線との交点を起点として、同所から同主要地方道を南方に進み最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西方に進み阿伏兔観音を経て福山市沼隈町地内の市道本谷川線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道本谷線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み、一般県道後山公園洗谷線との交点に至り、同所から同一般県道を北東方に進み市道鞆上山田線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み市道中島平線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域一円

9 八国見山鳥獣保護区

庄原市口和町宮内地内の一般県道新市三次線と大規模林道比和新庄線との交点を起点として、同所から同林道を西方に進み造林作業道宮内池ノ奥線との交点に至り、同所から同作業道を北方に進み一般県道新市三次線との交点に至り、同所から同一般県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで